

令和4年第1回国民健康保険山城病院組合議会定例会議録（要点筆記）

日 時：令和4年2月22日（火）

13時00分～16時54分

場 所：京都山城総合医療センター会議室

【日程3：諸般の報告及び議案説明】

▶河井 規子管理者から病院組合の近況報告及び本定例会への提出議案等の説明があった。

【日程4：一般質問】

▶木津川市・玉川議員から「京都山城総合医療センター第四次経営計画について問う」、南山城村・齋藤議員から「山城病院の新規事業について」、木津川市・宮嶋議員から「山城病院組合の透明性を高めるために」、木津川市・山本しのぶ議員「「さいごまで自分らしく生きる」を支える医療体制とは」について、質問があった。

【日程5：承認第1号 専決処分について】

▶誤投薬による損害賠償額について専決処分をしたもの。
挙手全員で承認。

【日程6：第1号議案 国民健康保険山城病院組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について】

▶地方自治法の改正に伴い、管理者や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、条例により賠償責任額から一定額を免除することができるとされたことを受け、所定の規定を整備するもの。
挙手全員で可決。

【日程7：第2号議案 国民健康保険山城病院組合組織条例及び国民健康保険山城病院組合病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について】

▶令和4年4月1日に居宅介護支援事業所を開設するに当たって、所要の改正をしようとするもの。
挙手全員で可決。

【日程 8：第 3 号議案 京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例について】

▶令和 4 年 4 月 1 日に居宅介護支援事業所を設立するに当たって、その使用料を規定するために、所要の改正を行うもの。

挙手全員で可決。

【日程 9：第 4 号議案 国民健康保険山城病院組合職員定数条例の一部を改正する条例について】

▶回復期病床を増床することなどにより、必要な増員を行うため、所要の改正を行うもの。

挙手全員で可決。

【日程 10：第 5 号議案 国民健康保険山城病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について】

▶国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）の一部改正に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するために、所要の改正を行うもの。

挙手全員で可決。

【日程 11：第 6 号議案 国民健康保険山城病院組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について】

▶他自治体との権衡や実際に出張に係る費用の実態を踏まえ、旅費における日当を廃止するため、所要の改正を行うもの。

（反対討論：宮嶋 良造議員）

・日当の廃止には一定の理解をするが、同時に特別職と一般職の宿泊料の格差を是正すべきであり、この改正案は不十分である。

（賛成討論：森本 茂議員）

・今回の改正は、日当を廃止することが本意なのだから、一旦原案のとおり改正し、宿泊費の格差は、後では是正すればよい。

挙手多数で可決。

【日程12：第7号議案 令和3年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計補正予算（第2号）について】

▶収益的収入の増額及び支出の減額並びに資本的収入及び支出の減額補正を行うもの。

▶（主な内容）収益的収入は、コロナウイルスの影響等により入院患者数が当初の見込みより大幅に減少したものの、外来収益や医業外収益（医療機関病床確保等支援事業費補助金等）の増により、収入合計6,663万5千円の増額補正を行う。支出は人員減による給与費の減等で、合計1億1,208万円の減額補正を行う。資本的収入は、企業債の減等で合計2千円の減額補正、支出については、リース資産購入費87万7千円の減額補正を行う。

挙手全員で可決。

【日程13：第8号議案 令和4年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算について】

▶令和4年度は、居宅介護支援事業の初年度であること、また、次年度開設予定の回復期リハビリテーション病棟開設に伴う準備費用の影響により、赤字予算を編成した。

▶予算規模は、事業収益87億5,074万9千円、事業費用88億5,668万7千円。

挙手全員で可決。

【日程14：第9号議案 令和4年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算について】

▶入所定員の減少による施設療養収益の減少が見込まれるため、赤字予算を編成した。

▶予算規模は、事業収益4億7,646万8千円、事業費用5億2,265万9千円。

挙手全員で可決。

以上、提案された10議案（承認1件、議案9件）全てについて、可決承認された。